

## 茨木市児童発達支援庁内連絡会議設置要綱

### (設置)

第1 本市における児童の発達支援に関する施策を総合的かつ連続的に推進するため、茨木市児童発達支援庁内連絡会議（以下「連絡会議」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2 連絡会議は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 児童の発達支援に関する施策を推進するための関係機関との連携及び総合的な調整に関すること。
- (2) 児童の発達支援に関する施策の検討に関すること。
- (3) その他児童の発達支援に関する施策の推進に関すること。

### (組織)

第3 連絡会議は、別表第1に掲げる職にある者をもって組織する。

### (会長等)

第4 連絡会議に会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、こども育成部長の職にある者をもって充て、副会長は、会長が指名する。
- 3 会長は、連絡会議を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

### (会議)

第5 会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 会長が必要と認めたときは、関係機関の職員等に対し、資料の提供を求め、又は会議に出席させ、説明若しくは意見を聴くことができる。

### (実務担当者部会)

第6 連絡会議の円滑な運営を図るため、連絡会議に実務担当者部会（第6において「担当者部会」という。）を置く。

- 2 担当者部会は、会長の指示する事項について、検討、調整等を行うものとする。
- 3 担当者部会は、別表第2に掲げる職にある者をもって組織する。
- 4 担当者部会に部会長を置き、発達支援課長の職にある者をもって充てる。
- 5 会議は、部会長が招集し、その議長となる。
- 6 部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、発達支援課発達支援グループ長の職にある者がその職務を代理する。
- 7 部会長が必要と認めたときは、関係機関の職員等に対し、資料の提出を求め、又は部会に出席させ、説明若しくは意見を聴くことができる。

8 部会長は、担当者部会での検討、調整等の内容について、会長に報告するものとする。

(庶務)

第7 連絡会議の庶務は、こども育成部において処理する。

(その他)

第8 この要綱に定めるもののほか、連絡会議について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年6月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和2年2月10日から実施する。

附 則

この要綱は、令和5年2月21日から実施する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から実施する。

別表第1

こども育成部長 障害福祉課長 こども政策課長 子育て支援課長 発達支援課長 保育幼稚園総務課長 学童保育課長 教育委員会学校教育推進課長 同教育センター所長

別表第2

発達支援課長 障害福祉課計画推進係長 同障害相談支援グループ長 こども政策課政策係長 子育て支援課こども保健グループ長 発達支援課推進グループ長 同発達支援グループ長 あけぼの学園長 同園長代理 すくすく親子教室所長 同所長代理 保育幼稚園総務課保育指導主事 同幼稚園指導主事 学童保育課指導係長 教育委員会学校教育推進課指導主事 同教育センター指導主事